

# くしまを

## 串間の魅力 再発見

68



串間市アクティブセンターで実施している「おもちゃであそぼう」。

### ◎おもちゃライブラリー

皆さんは「おもちゃライブラリー」をご存知ですか。さまざまなおもちゃの貸し出しを行うおもちゃの図書館で、ボランティアによる日本で最初のおもちゃ図書館は1981年に東京都三鷹市で設立されました。おもちゃで楽しく遊ぶことが難しい子どもたちのため「障害のある子どもたちが楽しく遊べるように、またその家族も肩の力を抜き心を開いて語り合える場を提供したい」との願いを込めて生まれたおもちゃ図書館は、その後全国各地に広がり、1983年にはおもちゃの図書館全国連絡会が発足しました。

串間のおもちゃライブラリーは今年から10年ほど前に福島地区・上町の元木みつ子さんらによって設立。全国連絡会の会員としてボランティアで活動してきましたが、昨年の10月より串間市地域子育て支援センター（崎村尚子代表）が引き継いで活動を続けています。「障害のある子どもたちだけでなく、たくさんのおもちゃもまた、また保護者の方たちもおも

# あそぼう。

ちゃを通して交流の輪を広げてほしいと思っています。家庭では保管が難しい大型のおもちゃ

や、ぬくもりのある木製の知育おもちゃをはじめ、ぬいぐるみや人形、手先を動かして遊ぶおもちゃなど取りそろえていますので、子どもからお年寄りまで楽しんでもらえると思います」と話す崎村代表。おもちゃの管理の問題から個人への貸し出しはできませんが、串間市地域子

## おもちゃを通して交流の輪を広げてみませんか



さまざまなおもちゃを取りそろえています。

育て支援センターでは無料で自由に利用できます。貸し出しは、育児サークルや保育所、老人福祉施設などの団体へ行っています。興味のある方は利用してみたいかがでしょうか。

**串間市地域子育て支援センター**  
家庭で子育てをしている方や子育てに不安のある方を応援する施設です。ライブラリーのおもちゃを自由に使うことができ、だれでも利用できます。

### ◎施設開放日時

・月曜～金曜 午前8時半～午後5時  
・土曜日 午前8時半～午後1時

### ◎利用料 無料

**◎おもな取り組み** 園庭の解放、育児相談、育児サークル支援、育児情報誌の発行、栄養指導、出前保育、英語であそぼう、おやつ作りなど

### ◎場所 南さくら保育園内

※毎月第3火曜日の午前10時45分～11時半、串間市アクティブセンターにてお話し会主催の「おもちゃであそぼう」を実施しています。子育て支援センターと同じように、おもちゃライブラリーのおもちゃを自由に使うことができます。

### ◎問い合わせ先 串間市地域子育て支援センター ☎72-5623

## 確定申告は正しくお早めに

確定申告の時期となりました。平成21年分の所得税の確定申告期間は平成22年2月16日（火）から3月15日（月）までとなっています。

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度をとっています。所得金額や税額を正しく計算し申告と納税は期限内にお済ませください。確定申告書の提出は郵送などでも結構です。

申告期限が間近になると申告会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに申告をお済ませください。なお国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.nta.go.jp>)で簡単に申告書などの作成ができます。

### 期限内納付と振替期日

平成21年分確定申告の納期限は次のとおりです。

●申告所得税の納付期限 3月15日（月）

●消費税および地方消費税（個人事業者）の納付期限 3月31日（水）

納税はお近くの銀行（日本銀行蔵入代理店）などの金融機関やゆうちょ銀行、税務署の窓口

でも受け付けています。

また申告所得税と消費税および地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」が大変便利です。また利用されていない方は、ぜひご利用ください。振替納税の振替日は次のとおりです。

●申告所得税の振替日 4月22日（木）

●消費税および地方消費税（個人事業者）振替日 4月27日（火）

なお、納期限に遅れた場合、または口座振替ができなかった場合は、納期限の翌日から延滞税がかかりますので、ご注意ください。納税や「振替納税」のごでお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

### 給与所得者の確定申告

給与所得者の所得税は、毎月

の給料や賞与から源泉徴収され、その年の最後の給与や賞与の支払い時に行われる「年末調整」

によって精算されるため、大部分の給与所得者の方は改めて確定申告をする必要はありません。しかし、①給与の収入が20万円を超え、②給与所得や退職所得以外の各種所得の金額（例えば、生命保険契約などに基づく一時金を受け取った場合や、不動産の貸付による収入がある場合など）の金額が20万円を超える方、③2カ所以上から給与を受けている方、などは確定申告をしなければなりません。

このほかに①風水害などにあわれた方、②多額の医療費を支払われた方、③マイホームを新築（購入）・増改築し年末において金融機関などからの借入金残高のある方などは、確定申告をすると源泉徴収されている所得税が還付されることがあります。

また、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご利用いただくと、自宅や事業所からインターネットを経由して申告書などを送信することができます（事前に手続きが必要です）。

### にせ税理士にご注意！

所得税並びに消費税および地

す。

なお、確定申告書用紙は、1月下旬から最寄りの税務署および市町村役場に備えつけますが、国税庁ホームページから確定申告に必要な書類を出力して使用することもできます。

また、確定申告書の作成に当たっては「所得税の確定申告の手引き」をご利用いただくとともに、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などから郵送などにより確定申告書を提出することができます。

さらに「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご利用いただくと、自宅や事業所からインターネットを経由して申告書などを送信することができます（事前に手続きが必要です）。

## 納税は社会の基本的なルールです。

# あなたの納める税が みんなの社会を支えています。

方消費税の確定申告の時期になりました。

決算書や申告書などの税務書類作成などを依頼する場合は、その人が正規の税理士であるか、よく確認してから依頼しましょう。

税理士の資格がない人（いわゆるにせ税理士）が税務代理や税務書類の作成、税務相談をすることは、税理士法で固く禁じられています。

またにせ税理士は税務署からの問い合わせや調査を受けることになっても、あなたに代わって答えることができないなど、結果的にあなた自身が大きな被害を受けることとなります。十分にご注意ください。

詳しいことは最寄りの税務署にお問い合わせください。

●問い合わせ先 日南税務署 ☎22-3671（自動音声案内）